

## 超高齢化社会における資産と税

渡辺 智之

### 一、問題の背景

二〇二三年一〇月現在、物価高対策を巡って、時間的な所得減税や給付金に関する検討が行われている。また、昨年来の議論では、防衛費の増大に対応するために、二〇二七年度に一兆円の財源を確保すべく、段階的に増税措置を行っていくことが想定されている。これらが重要な政策課題であることは間違いない。しかし、物価対策費や防衛費等と比べて、圧倒的な大きさで問題になるの

は、社会保障給付費の財源である。

二〇二一年度の社会保障給付費は約一三九兆円に達しており、対前年度で約五%（金額で六・五兆円）増加している。二〇二一年度における社会保障給付費の急増は、おそらく、コロナパンデミックの影響による医療費の増加が主要な原因であろう。しかし、超高齢化の更なる進展は今後とも不可避であり、コロナパンデミックのような一時的要因がなかったとしても、社会保障給付費の持続的な増加を抑えることは不可能である。

社会保障制度自体の効率化が福祉国家の長期的

な存続のために不可欠な条件であることは言うまでもない。必要な公的医療保険等のレベルを維持するとともに高齢者や貧困層の所得を最低限確保しながら社会保障給付費の増大を最小限に抑える、という意味での社会保障改革を実行していくことが、超高齢化が進行する中で最重要の政策課題となつている。しかし、このような改革は政治的には困難を極める。本稿では、社会保障制度の現状と今後の可能な改革は所与とした上で、社会保障の財源確保手段としての税のあり方について考える。

## 二、高齢化する福祉国家を支える税

福祉国家を維持していくためには、巨額の税収（及び社会保険料収入）が必要であり、超高齢化

の進展によつて、必要となる金額がますます大きくなることは避けられない。「通貨発行権を持つ国家は、債務返済のためには貨幣を創出すればよいのだから、財源確保のための徴税は不要である」と主張するいわゆるMMTの論者でさえ、所得・資産の再分配（格差是正）のために税が必要となることは認めている（例えば、ケルトン『財政赤字の神話・MMTと国民のための経済の誕生』早川書房二〇二〇年、五六ページを参照）。また、MMTの論者がインフレを懸念していないというわけではなく、「インフレが生じるまでは国債をいくらでも発行してよい」と述べているに過ぎないから、長らくデフレが続いてきた日本においてすら物価高騰が問題にされるようになった現状において、彼らの主張の説得力はますます低下している。

高齢化・国際化・情報化の進展は、いずれも経

格差の拡大をもたらす傾向がある。格差の拡大については、ある程度受け入れざるを得ない面もあるだろうが、行き過ぎた格差拡大については何らかの政策的対応が必要となる。財政の所得再分配機能を直接担っているのは、個人所得課税と社会保障給付であり、所得税と社会保障の再分配機能が一層求められることになる。そのためには、まず、当局が国民の所得水準・生活水準を把握して、より正確な課税と給付を行うべく、マイナンバー制度の活用を含む、情報面での執行体制の効率化を進める必要がある。(きめ細かい所得再分配の実現と個人情報との間にトレードオフの関係があることはあらかじめ認識しておく必要がある。)

労働所得に対する所得税の累進度を実質的に高めるためには、中堅所得者以上の所得税負担を増加させて、低所得者への給付に充てる必要がある

る。高額所得者の所得税負担のみ引き上げても、非常に高水準の労働所得を得ている者の数は少ないので、十分な財源とはならない。しかし、中堅所得者の所得税負担水準を引き上げる改革に対しては、政治的な抵抗が強く、実現は困難であることが予想される。なお、資産所得への課税に関しては、全面的な総合課税化は技術的に困難であるだけでなく、必ずしも望ましくないので、資産所得課税の強化による所得再分配機能の強化には限界がある。

消費税は、その税率引き上げによって巨額の税収増が期待できるほとんど唯一の税目であり、高齢化する福祉国家を支える税としての最有力候補である。消費税については、将来いずれかの時点での引き上げは不可避であろう。しかし、現実には、どのようなタイミングで、どのような経緯を経て、消費税の引き上げが実現されることになる

か、全く予想することができない。悲観的に言えば、何らかの突発的で深刻な経済危機が生じなければ、消費税は政治的に動かしようがないのかもしれない。

以上のように、高齢化する福祉国家を確実に支える財源を見出すことはなかなか困難である。場合によっては、福祉国家の旗を降ろして、デジタル技術を基盤とした全く新たな経済体制の構築を目指す必要に迫られる可能性もあろう。しかし、以下では、とりあえず現行の福祉国家の基本的枠組みは維持するという前提の下で、資産課税の可能性について若干検討してみたい。

### 三、超高齢化社会における 資産課税

高齢化の進展によって、資産の重要性が増大す

る。すなわち、高齢期には、所得水準が低下する（公的年金以外の所得はほとんどないという人もかなり存在する。）場合が多いが、他方で、勤労世代をはるかに上回る資産を蓄積している高齢者も数多く存在する。実際、金融資産の四割近くは七〇歳以上の高齢者世帯が保有していると統計もある。また、高齢者世代では、所得格差が若年世代に比べて大きくなるが、資産格差は所得格差以上に大きい。したがって、高齢者の比率が著しく高くなる超高齢化社会においては、資産課税により着目するべきなのではないだろうか。

資産には、様々な形態のものがあるが、主要なものは金融資産と不動産であると考えてよからう。まず、金融資産については、非上場株式等を除けば、その評価は比較的容易である。そこで、仮に、国民の保有する金融資産についての正確なデータベースが構築できれば、一定以上（例えば

一億円以上)の金融資産を有する者(その多くは高齢者)に対して、低率の資産課税を行うことは技術的には不可能ではないであろう。(もちろん、資産保有者からの反発が予想され、政治的にはなかなか実現困難であろうが、消費税の引き上げや中堅所得者を対象にした所得税増税に比べれば、該当者が少ない分、抵抗が弱いかもしれない。)

次に不動産について、資産課税を強化するためには、まず正確な評価が必要となる。頻繁に売買されることのない資産の評価は技術的に困難である。この問題に対して、資産の保有者が自分の資産の評価額を登録して公表し、その評価額に応じた税を納めるとともに、他の人がその評価額で当該資産を買い取れるようにすることで、正確な評価に基づく資産課税が可能になるという提案がある(ポズナー・ワイル『レイカルマーケット…

脱・私有財産の世紀』(東洋経済新報社二〇二〇年)、一〇三ページ以下)。もっとも、このような大胆な制度を実際に導入することは、政治的にも法律的にも困難であろう。

しかし、不動産の評価に限っては、当局が行っている固定資産税および相続税課税上の評価を、より時価に近い適正なものにするために、不動産保有者にその評価額プラスアルファでの買い取り請求権を認めて、本人の要望があれば国や自治体がいち早く買い取れることを保証することで、評価の適正化につながる可能性があるだろうか。これによって、不動産保有課税の適正化ができるようになるだけでなく、評価額の高い住居を保有する高齢者等は、自分たちの生活資金を確保についての一定の保証を得ることができる。

ただ、仮に、以上のような資産課税改革が実現できたとしても、そこから得られる税収はあまり

大きくはないであろう。したがって、新たな資産課税の導入のみによって福祉国家の維持可能性が高まるというものではない。しかし、資産課税の仕組みの導入は、高齢者を中心とする資産家の経済状況を明らかにすることにつながる。これによって、例えば、高額の資産を持つのに所得が低いために住民税非課税となる結果、かなり余裕のある生活をしている高齢者に様々な給付や特典が与えられてしまう一方で、生活に困窮する若年世帯は給付や特典を受けられない、といった個別的問題に取り組む手段とはなり得る。とりあえず、ここでは、超高齢社会においては資産課税の重要性が大きくなるのではないかという指摘にとどめておきたい。

最後に、超高齢化社会への対応は今後数十年にわたる長期的課題でもあり、現在まだ高齢期に達していない若年層・中年層の高齢期に向けての資

産形成が重要であることを強調しておきたい。この文脈で、税制の果たせる役割は大きいと考えられる。この点については、日本証券経済研究所証券税制研究会（座長 田近栄治）編の『日本の家計の資産形成…私的年金の役割と税制のあり方』（中央経済社二〇二三年）をご参照いただければ幸甚である。

（わたなべ さとし・敬愛大学経済学部教授）